審議事項（1）

平成 22 年 8 月 26 日

企 業 会 計 基 準 委 員 会
委員長　西川　郁生　殿

基 準 諮 問 会 議
議 長　西 村　義 明

平成 22 年 8 月 2 日に開催された第 10 回基準諮問会議において金融庁からの依頼を受け、審議の結果、添付のとおり、企業会計基準委員会の審議テーマについて提言書をとりまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

平成 22 年 8 月 26 日

基 準 諮 問 会 議 提 言 書

金融庁から２つのテーマについて検討の依頼を受け、基準諮問会議で審議した結果、企業会計基準委員会で検討していただくよう提言いたします。

１．四半期財務諸表に関する会計基準の改正について

（１）提言の背景

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から四半期報告制度が導入されており、四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表（以下、「四半期財務諸表」という）に適用される会計処理及び開示については、「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」に規定されている。

昨今、欧州をはじめとする諸外国と比較して開示書類の作成負担が過重なため、四半期報告書の大幅な簡素化を求める指摘が作成者等からあり、また、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」においても、我が国企業・産業の成長を支える金融等の観点から、「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれ、2010 年度中に所要の改革を行うこととされている。

（２）提言の内容

上記１．（１）提言の背景を踏まえ、特に第 1 四半期及び第 3 四半期については大幅な簡素化が必要であるとの意見を考慮し、「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を見直すことが適当であると考えられる。

２．後発事象に関する会計基準等の策定について

（１）提言の背景

我が国では、これまで「後発事象」に関して会計基準がなく、監査の基準や実務指針等において、定義や取扱いなどが規定され実務が行われてきたが、国際会計基準や米国会計基準には、「後発事象」に関する会計基準（IAS 第 10 号、Topic855）がある。

また、昨年 12 月公表された「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び本年 3 月公表された「監査基準の改定に関する意見書」を検討する際に、日本公認会計士協会等の関係者から、「後発事象」に関する会計基準の策定について意見が出された。

（２）提言の内容

上記２．（１）提言の背景を踏まえ、後発事象の考え方を整理した上で、国際会計基準等と同様に、後発事象の定義、会計処理、開示等を規定する会計基準等を策定することが適切であると考えられる。

以上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。